

エストニアにおける定款自治についての一考察

清水 正 博

- 1 はじめに
- 2 定款自治の意義
- 3 我が国における定款自治
- 4 エストニアにおける定款自治
- 5 おわりに

1 はじめに

平成17年（2005年）にわが国において会社法が制定、その翌年に施行され13年が経過しようとしている。この会社法の立法にあたっては、定款自治の拡大が重要な要素であったことは疑いがない⁽¹⁾と考えられている。

立法担当官は、会社法においては基本的にすべての規定を強行規定とした上で、定款自治が認められるべき規律についてはその旨が明らかになるようにした⁽²⁾としており、このことから、会社法においては強行規定か任意規定かについて解釈の余地がないと考えられているが、「法律上その旨がはっきり規定されているわけではない」⁽³⁾などの批判も多くあった。

近年、エストニア共和国（以下、エストニアとする）においても、e-residency（電子居住制度）を用い、エストニアに赴くことなく、会社の設立、銀行口座の開設ができ、事業を開始できる状況が整うことに伴い、会社の新規設立数が増加する中で、定款規定の多様化とその有効性につい

での検討が必要な状況が生じるとともに、株主間契約に関する議論も関心が高まっている。こうした状況に鑑み、本稿ではエストニアにおける定款自治と株主間契約についての現状の把握をわが国と比較して検討していきたいと考える。

2 定款自治の意義

わが国において、定款自治を考えるにあたり、会社法の諸規定を一定の機能・目的の実現のために相互に関連付けられたものと考え、会社とその関係者の諸利益の均衡を維持するという観点から、規制の部分的な入替を原則として認められないと解するならば、定款自治は、法律の定めがない、もしくは法律の授権のある事項に限られることになるという指摘⁽⁴⁾がある。

これは大規模公開会社である株式会社で、所有と経営が分離し、株主が直接是正監督することが困難である場合に、会社法の後見的機能や秩序維持機能⁽⁵⁾といった側面から導かれる結論であると考えられる。そのため、小規模閉鎖会社においては、所有と経営の一致ないし近接した関係が維持されている場合、会社法の強行法規性を緩め、定款自治を認める余地を広げて考えるべき⁽⁶⁾であるということになる。

そこから定款自治とは、定款規定の作成・変更過程を通じて、株主間で利益調整のための交渉を行わせることだと考える見解⁽⁷⁾がある。そのため、定款自治の拡大というテーマで制定された会社法にあっては、株主間の利益調整のための株主間契約も幅広く許容されるべきであると考えることができる。

現状、株主間契約について、一般的には株式会社の株主相互間でなされる契約という理解がなされ、明確な定義がされていないという指摘⁽⁸⁾がある。ただ、株主間契約の意味するところは幅広く、その一つである議決権拘束契約などは、第二次世界大戦前から存在⁽⁹⁾し、株主間契約の有効的な

どについて、わが国でも議論が積み重ねられてきた。

3 我が国における定款自治

会社法26条1項は、株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、または記名押印しなければならない旨を規定し、同法27条において、目的（1号）、商号（2号）、本店の所在地（3号）、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額（4号）、発起人の氏名または名称及び住所（5号）の記載または記録を要求している。

そして会社法28条では、金銭以外の財産を出資する者の氏名または名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数⁽¹⁰⁾（1号）、株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名または名称（2号）、株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名または名称（3号）、定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いた株式会社の負担する設立に関する費用（4号）については、定款に記載し、または記録しなければ、その効力を生じない旨を定めている。

会社法29条では、同法27条および28条の各号に掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、または記録することができるとしている。

そのため、会社法107条1項では、株式会社は、その発行する全部の株式の内容として、①譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること、②当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること、③当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることを定めることができるとしているが、①の場合は、当該株式を譲渡により取

得することについて当該株式会社の承認を要する旨および一定の場合においては株式会社が136条または137条1項の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合を、②の場合は、株主が当該株式会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を除く社債を交付するときは、681条1号に規定する当該社債の種類⁽¹¹⁾及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債に付されたものを除く新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、681条1号に規定する当該新株予約権付社債についての種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式、社債および新株予約権以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法、株主が当該株式会社に対して当該株式を取得することを請求することができる期間を、③の場合は、一定の事由が生じた日に当該株式会社はその株式を取得する旨及びその事由、当該株式会社が別に定める日が到来することをもって当該一定の事由とするときは、その旨、当該一定の事由が生じた日に当該株式の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を除く社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額またはその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債に付されたものを除く新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式

会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法を定款で定めなければならないとしている。

したがって、定款によって定めなければ、会社は株式の内容についての特別の定めを設けることができず、当該定めを設けるか否かは会社の裁量によるといった側面で定款自治の一形態として捉えることができる。

同様に、会社法108条1項では、株式会社は、①剰余金の配当について、②残余財産の分配について、③株主総会において議決権を行使することができる事項について、④譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要することについて、⑤当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができることについて、⑥当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることについて、⑦当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて、⑧株主総会⁽¹²⁾において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするものについて、⑨当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役⁽¹³⁾または監査役を選任することについて、異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の発行をすることができる旨記載されているが、①の場合は、当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容について、②の場合は、当該種類の株主に交付する残余財産の価額の決定の方法、当該残余財産の種類その他残余財産の分配に関する取扱いの内容について、③の場合は、株主総会において議決権を行使するこ

とができる事項について、そして当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件について、④の場合は、当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨、一定の場合においては株式会社が136条または137条1項の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合について、⑤の場合は、株主が当該株式会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債についてのものを除く社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債に付されたものを除く新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式、社債及び新株予約権以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法、株主が当該株式会社に対して当該株式を取得することを請求することができる期間について、当該種類の株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法について、⑥の場合、一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨及びその事由、当該株式会社が別に定める日が到来することをもって当該一定の事由とするときは、その旨、当該一定の事由が生じた日に当該株式の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債についてのものを除く社債を交付するときは、当該社債の種類及び種

類ごとの各社債の金額の合計額またはその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債に付されたものを除く新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての内容及び数又はその算定方法、当該株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法、当該種類の株式1株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法について、⑦の場合は、171条1項1号に規定する取得対価の価額の決定の方法、当該株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定めるときは、その条件について、⑧の場合は、当該種類株主総会の決議があることを必要とする事項、当該種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件について、⑨の場合は、当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数、当該定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数、これらに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後の当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数、当該定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数、そのほか法務省令で定める事項について、

発行可能種類株式総数とあわせて定款で定めることが求められており、これも定款規定を設けるか否かは会社の判断に委ねられている。

また、会社法における定款自治の表れ方は、前述のような規定の仕方だけでなく、会社法105条2項のような規定の仕方もある。

会社法105条1項において、株主は、その有する株式につき、剰余金の配当を受ける権利（1号）、残余財産の分配を受ける権利（2号）、株主総会における議決権（3号）その他会社法の規定により認められた権利を有する旨規定している。そして会社法105条2項は、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めは効力を有しない旨述べている。そのため、効力を有さないものの、定款で規定すること自体は禁止していないものと考えられる。

また、会社法295条1項は、株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる旨述べているが、同条2項では1項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる旨述べている。そのため、取締役会設置会社においては当然、株主総会の決議の対象が限定されるものと考えられるが、定款自治の下、各会社ごとに株主総会の決議の対象は自由に設定でき、1項と同様にすることも可能であるといえる。しかしながら、会社法295条3項は、会社法の規定によって、株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないとしており、会社法105条2項と同様に、効力を有さないものの、定款に記載すること自体は許されていると考えられる。

さらに会社法459条1項では、取締役、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役以外の取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であって監査役会設置会社でないもの

を除く会計監査人設置会社は、①160条1項の規定による決定をする場合以外の場合における156条1項各号に掲げる事項、②449条1項2号に該当する場合における448条1項1号及び3号に掲げる事項、③452条後段の事項、④454条1項各号及び同条4項各号に掲げる事項⁽¹¹⁾を取締役会⁽¹²⁾が定めることができる旨を定款で定めることができるとしている。しかし、会社法459条2項では、この定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有するとしており、定款に記載することは認めているものの、条件によっては効力を有さないとするものもある。

関連して、会社法460条1項は、同条459条1項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができるとしており、同法460条2項では、この規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有するとしている。これもまた、定款に記載することは認めているものの、条件によっては効力を有さないとするものである。

一方で、会社法331条2項のように、株式会社の取締役を株主に限定する旨の定款規定を認めないものも存在する。この場合は、「定めることができない」という文言上、定款に記載することも許されないものと解する⁽¹³⁾ものも存在する。

また、会社法361条1項では、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益について、金額が確定しているものについては、その金額（1号）、金額が確定していないものについては、その具体的な算定方法（2号）、金銭でないものについては、その具体的な内容（3号）が定款によって定められていない場合は株主総会の決議によって定める旨が規定されているが、この場合は、定款に規定を設

けるか否かは全くの任意であると考えることができる⁽¹⁴⁾。

会社法423条1項は、取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人（以下、役員等とする）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨を規定している。会社法424条においてこの責任は総株主の同意がなければ、免除することができないとされているが、同法426条1項、取締役が2人以上いる監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社については、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、代表取締役または代表執行役は6を乗じて得た額、代表取締役以外の取締役で業務執行取締役等であるものまたは代表執行役以外の執行役については4を乗じて得た額、それ以外の取締役、会計参与、監査役または会計監査人については2を乗じて得た額と当該役員等が当該株式会社の新株予約権を引き受けた場合（第二百三十八条第三項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額を控除して得た額を限度として、当該責任を負う取締役を除いた取締役の過半数の同意、取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができるとしている。

そして、取締役は当該役員の責任の免除にあたって、会社法426条3項に基づき、①責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額、②会社法426条2項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠、③責任を免除すべき理由及び免除額と④責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、または株主に通知することが義務付けられている。ただし、この期間は、1カ月を

下ることができないとされている。

ここで、会社法426条7項において、当該責任を負う役員等を除く総株主の議決権の100分の3⁽¹⁵⁾以上の議決権を有する株主⁽¹⁶⁾が、同条3項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は同条1項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない旨規定されている。そのため、責任を免除する定款規定自体は有効であるが、会社法が定める手続き、株主の判断によっては効力を否定する形式も存在する。

持分会社においては、会社法577条において、株式会社の会社法29条と同様に、定款には、会社法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で会社法の規定に違反しないものを記載し、または記録することができる旨述べられている。

4 エストニアにおける定款自治

2010年2月4日のエストニア最高裁判所の判断（3-2-1-166-09 Riigikohtu tsiviilkolleegiumi 4. veebruaril 2010. a kohtuotsus NIXOR AD AS-i hagi OÜ UVS Eesti vastu osanike 14. aprillil 2008. a otsuse vastu võtmata jätmise või tühisuse tuvastamiseks⁽¹⁷⁾）によれば、定款の内容の解釈に一定程度の幅を持たせる余地が考えられる。

本件は、被告会社 OÜ UVS Eesti 社の株主である NIXOR AD AS 社が提起した OÜ UVS Eesti 社の株主総会決議無効確認の訴えである。

エストニア商法173条1項は、株主総会の招集手続きを省略できる旨が定められており、省略にあたって、取締役会は、株主総会の招集手続きの省略決議案を株主に送付し、株主が賛否を明らかにし、書面で提出する期間を指定する。株主が決議案の賛否を期限内に通知しない場合、反対したものとみなされる（エストニア商法173条2項）。

ところで、本件において OÜ UVS Eesti 社は資本金16万クローンで、原告 NIXOR AD AS 社がそのうちの78400クローン（49%）を出資し、訴

外 A が81600クローン（51%）を出資していた。

エストニア商法174条1項では、株主総会の決議要件として議決権の過半数以上の投票が求められているが、法令および定款に従い異なる要件を定めることが可能である。

OÜ UVS Eesti 社の定款では、株主総会の決議要件を議決権の3分の2以上としていたところ、エストニア商法173条1項による株主総会の招集手続きの省略については定款による特段の規定を設けていなかった。そのため、株主総会の招集手続きの省略にあたり、

エストニア商法174条1項の原則に従い、議決権の過半数をもって決議し、株主総会が開催され決議がなされたことについて、原告 NIXOR AD AS 社は、当該株主総会の決議無効確認の訴えを提起した。

1審、2審ともに当該株主総会の決議に何ら問題ないとしていたが、エストニア最高裁判所は、株主総会の決議要件を議決権の3分の2以上としていた OÜ UVS Eesti 社の定款の規定は、エストニア商法173条1項における株主総会の招集手続きの省略を決議する際にも適用される余地があるとした。

OÜ UVS Eesti 社の定款はあくまで、エストニア商法174条1項の下での決議要件の加重を図ったものではあるが、同法173条1項など株主の意思表示にかかる事柄すべてについての取り決めであったと考えることもできる。一見すると一切の解釈の余地がないとも考えられる定款規定においても、その規定の制定過程、株主間契約の合意の過程などから推察される状況を考慮する必要があると考えられる。

エストニア債務法 (Võlaõigusseadus) 29条1項では、契約の解釈にあたり、契約当事者の意思に基づいて行われ、契約の文言に捉われることなく、共通の意思に従う旨を述べている。また、同条2項において、契約文言、表現を契約上の誤りや本来の意思を隠す意図をもって解釈することを禁じている。そして、同条3項において、契約の当事者の一方が理解していた事柄、解釈していた事柄で、これを他方の当事者が知っていた、ない

し知るべきであった場合は、その一方当事者が理解していたもの、解釈していたものを基礎として当該契約を解釈する旨述べられている。そのため、本件においてもエストニア最高裁は、株主総会の招集手続きの省略決議においても、通常の株主総会決議についての定款規定が及ぶ余地があると判断したものと考えられる。

5 おわりに

これまでのエストニア最高裁判例などから、エストニア商法は、わが国の会社法と異なり、強行規定性を重視、予定していないものと考えられる。

そのため、エストニア商法上で、明文で定款規定に委ねていない事項についても、定款で規定を設け、それに従って会社運営を行うことが可能となっている。そこから、定款に委ねることは好ましくないもの、委ねるべきでないものについては、前述のわが国における会社法331条2項のように、文言上、定款に記載することも許されないような表現が用いられるべきであるといえる。

現状、わが国の会社法の条文の文言においても、前述のように定款規定に委ねる場合も表現が統一されておらず、エストニアのように定款規定の有効性を検討すべき可能性がないとはいえない。そのため、今後もエストニアの商法の改正状況や裁判例の検討を通じ、定款自治のあり方について検討していきたいと考えている。

注

- (1) 酒巻俊雄・龍田節（編代）『逐条解説会社法 第1巻 総則・設立』（中央経済社、2008年）21頁〔江頭憲治郎〕。
- (2) 相澤哲（編著）「立法担当者による新・会社法の解説」別冊商事法務295号6頁（2006年）。
- (3) 酒巻・龍田（前掲・注1）21頁。

- (4) 酒巻俊雄・龍田節（編代）『逐条解説会社法 第1巻 総則・設立』（中央経済社、2008年）282頁〔酒井太郎〕。
- (5) 鈴木竹雄『会社法』（弘文堂、新版全訂5版、1994年）30頁。
- (6) 前田雅弘「会社の管理運営と株主の自治」川又良也先生還暦記念『商法・経済法の諸問題』141頁、165頁（商事法務、1994年）。
- (7) 酒巻・龍田（前掲・注4）283頁。
- (8) 田邊真敏『株主間契約と定款自治の法理』（九州大学出版会、2010年）5頁。
- (9) 杉本泰治『株主間契約』（成文堂、1991年）361頁。
- (10) 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数。
- (11) 会社法676条3号から8号に掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令（会社法施行規則165条）で定める事項。
- (12) 取締役会設置会社の場合は株主総会または取締役会、会社法478条8項における清算人会設置会社の場合は株主総会または清算人会。
- (13) 監査等委員会設置会社の場合は監査等委員である取締役またはそれ以外の取締役。
- (14) 配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。
- (15) 449条1項2号に該当する場合における448条1項1号及び3号に掲げる事項については、436条3項の取締役会に限られる。
- (16) 会社法405条5項における執行役についても同様である。
- (17) 会社法379条1項における会計参与、同法387条1項における監査役についても同様である。
- (18) (ア) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合で、金銭の払込みを要しないこととすることが当該者に特に有利な条件であるとき、(イ) 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合以外の場合で、募集新株予約権の払込金額が当該者に特に有利な金額であるとき。
- (19) これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合。
- (20) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、1項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにおいて、当該株式会社の3項の責任を負う役員等であるものを除く総株主の議決権の100の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の3項の責任を

負う役員等であるものを除く総株主の議決権の100の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が3項又は5項の期間内に当該各項の異議を述べたとき。

(21) <https://www.riigiteataja.ee/akt/13274835>

